

木津川市告示第148号

木津川市まちかど観光案内所設置要綱を次のように定める。

平成24年12月6日

木津川市長 河井 規子

木津川市まちかど観光案内所設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市のさらなる観光振興を推進するために木津川市まちかど観光案内所（以下「まちかど案内所」という。）の設置に関し必要な事項を定め、観光客の利便性を高めるとともに、事業者等と観光客との交流を通じ、市内観光協会、商工会及び行政等の協働による観光地づくりを提供することを目的とする。

(実施方法)

第2条 まちかど案内所は、開設を希望する事業者等からの申出により、市長が適切と認めた場合に設置する。

2 まちかど案内所は、飲食店、小売店、駅及び公共施設等に設置する。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する営業を行う施設を除く。

(活動内容等)

第3条 まちかど案内所は、来訪者に対し、原則として次の活動を行うものとする。

- (1) パンフレット等の配備
- (2) 観光施設、交通機関情報等の提供
- (3) 口頭での簡単な道案内
- (4) トイレの貸出し
- (5) その他市長が必要と認めること。

(届出)

第4条 まちかど案内所を開設しようとする者（以下「開設予定者」という。）は、まちかど観光案内所開設申出書（別記様式第1号）を市長に提出する。

(合意書の締結)

第5条 市長は、前条の規定による申出書の内容について開設予定者と協議し、覚書（別記様式第2号）を締結し、まちかど観光案内所設置認定書（別記様式第3号）を交付する。

2 覚書の有効期限は、取り交わした日の属する年度の末日までを原則とし、まちかど案内所の閉鎖の申出等がない限り、自動更新とする。

(案内所の閉鎖)

第6条 まちかど案内所を開設した者（以下「開設者」という。）がまちかど案内所の閉鎖を希望する場合は、閉鎖を予定する1か月前までにまちかど観光案内所閉鎖申出書（別記様式第4号。以下「閉鎖申出書」という。）を市長に提出する。

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、まちかど案内所を閉鎖することができるものとする。

(1) 前項の届出を受理したとき。

(2) まちかど案内所の活動内容が、覚書の内容に違反し、適切と認められないとき。

(3) まちかど案内所の活動内容が、公共の利益に反し、又は反するおそれがあると認められたとき。

(4) その他市長が、特に閉鎖が適当であると認めたとき。

3 市長は、閉鎖申出書を受理した際には、まちかど観光案内所閉鎖確認書（別記様式第5号）を当該開設者に交付するものとする。

(案内用物品等の支給)

第7条 市長は、開設者に対し、観光案内業務に必要な次の物品を支給する。

(1) 市が発行する観光関連広報物

(2) 市観光協会が発行又は取り扱う観光関連広報物

(3) その他市長が活動に必要と認めたもの

- 2 開設者は、活動中、市及び市観光協会から配布するのぼり又は看板等を、まちかど案内所を開設した施設等の見やすい位置に掲示するものとする。
- 3 まちかど案内所の閉鎖が決定した場合は、支給品の在庫等を市等に返納し、施設等に設置した表示を撤去するものとする。

(活動時間)

第8条 まちかど案内所の活動時間については、開設者が、自ら設定するものとする。

(報告)

第9条 開設者は、年度ごとに利用状況を月別に取りまとめ、翌年度の4月末までにまちかど観光案内所活動報告書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(所管課)

第10条 まちかど案内所の設置及び円滑な運営等に係る業務は、観光担当課が行うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第2号（第5条関係）

覚書

年 月 日

（以下「甲」という。）と木津川市（以下「乙」という。）

は、木津川市まちかど観光案内所設置要綱第5条の規定により、下記の事項について合意します。

記

- 1 甲が開設するまちかど観光案内所所在地
- 2 建物・事業所等の名称
- 3 甲の活動内容等
 - (1) パンフレット等の配備
 - (2) 観光施設、交通機関情報等の提供
 - (3) 口頭での簡単な道案内
 - (4) トイレの貸出し
 - (5) その他市長が必要と認めること。
- 4 まちかど観光案内所の開設曜日・時間
- 5 乙の役割
 - (1) 市が発行する観光関連広報物の支給
 - (2) 市観光協会が発行又は取り扱う観光関連広報物の支給
 - (3) その他市長が活動に必要なと認めたものの支給
- 6 活動報告
甲は、1か月毎の年間利用状況を翌年度の4月末までに乙へ提出する。
- 7 有効期限
この覚書の有効期限は、取り交わした日の属する年度の末日までを原則とし、まちかど案内所閉鎖の申出等がない限り、自動更新とする。
この合意を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

開設者氏名



乙 住 所

木津川市長



別記様式第3号（第5条関係）

まちかど観光案内所設置認定書

まちかど観光案内所の設置に関し、下記のとおり認定します。

記

認定番号

開設者氏名

建物・事業所等の名称

年 月 日

木津川市長



別記様式第4号（第6条関係）

まちかど観光案内所閉鎖申出書

年 月 日

木津川市長 様

まちかど観光案内所を閉鎖するものとして、次のとおり申し出ます。

| | |
|------------|---|
| 開設者氏名 |  |
| 案内所所在地 | |
| 建物・事業所等の名称 | |
| 案内所電話番号 | |
| 閉鎖予定日 | |
| 閉鎖の理由 | |

別記様式第5号（第6条関係）

まちかど観光案内所閉鎖確認書

年 月 日

様

木津川市長



年 月 日付けで申請のありました、まちかど観光案内所の閉鎖に関し、「木津川市まちかど観光案内所設置要綱」について遵守の上、下記のとおり認定します。

記

| | |
|------------|--|
| 開設者氏名 | |
| 案内所所在地 | |
| 建物・事業所等の名称 | |
| 閉鎖条件 | 1. 閉鎖直前までの活動報告を提出すること。 2. 支給品等は返納し、表示は撤去すること。 |

(表)

別記様式第6号(第9条関係)

まちかど観光案内所活動報告書

年 月 日

木津川市長 様

木津川市まちかど観光案内所の活動を以下のとおり報告します。

| | | | |
|------------|-------|---|-------|
| 開設者氏名 | | | 印 |
| 案内所所在地 | | | |
| 建物・事業所等の名称 | | | |
| 活動期間 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |
| 来訪者数 | 4月 | | 人 |
| | 5月 | | 人 |
| | 6月 | | 人 |
| | 7月 | | 人 |
| | 8月 | | 人 |
| | 9月 | | 人 |
| | 10月 | | 人 |
| | 11月 | | 人 |
| | 12月 | | 人 |
| | 1月 | | 人 |
| | 2月 | | 人 |
| | 3月 | | 人 |

(裏)

その他気付いた点